

(審議) ダム水路主任技術者制度の運用改善について

平成26年12月22日
商務流通保安グループ
電力安全課

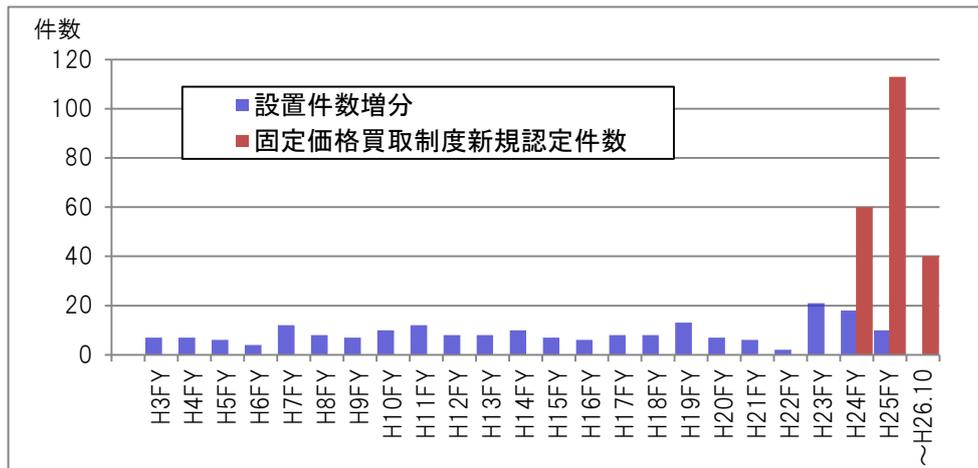
1. 主任技術者制度について

- 電気事業法においては、一定規模以上の電気工作物については、それぞれの電気工作物の工事、維持及び運用の責任者として、主任技術者免状を有する者を配置することを義務づけているところ（法第43条第1項）。
- その配置の形態として、同法では、電気工作物毎に自社の主任技術者を選任すること以外にも、以下の形態を認めているところ。
 - ①外部選任：外部の主任技術者が常駐して管理（規則第52条第1項）
 - ②統括事業場：自社の主任技術者が保安人員とともに中核となる事業場に常駐し、近隣の複数の事業場を統括して管理（規則第52条第1項）
 - ③兼任：自社の主任技術者が、保安人員が個別に配置されている近隣の複数の事業場の管理を兼務（規則第52条第3項）
 - ④外部委託：外部の主任技術者や保安法人（主任技術者を擁し、保安サービスを提供する法人）への委託（省令上、小規模な電気工作物に限定）（規則第52条第2項）
 - ⑤許可選任：主任技術者免状は有していないものの、ある特定の電気工作物に精通している者を大臣の許可を受けて選任（法第43条第2項）
- 電気主任技術者については、上記の全てが措置されているが、ダム水路主任技術者については、これまで水力発電設備の数及び設置者が限られていたことから、④外部委託制度は措置されていないとともに、②統括事業場制度については既に活用されているものの、内規が定められておらず運用方針が明確になっていない状況。

2. 運用改善の方向性

- 固定価格買取制度の導入に伴い、中小水力発電設備（自家用電気工作物）の設置は急激に増加。平成24年8月以降で、計213件、32万kWが新規に設置する設備として、固定価格買取制度の適用を受けている（平成26年10月時点。次ページ参照）。
- 多様な新規事業者が参入してきている現状に鑑み、増加する中小水力発電設備（自家用電気工作物）の保安水準を確保する観点から、②統括事業場制度に係る運用内規を明確化するとともに、④水力発電設備の保安を専門的に扱う外部事業者を活用していくべく外部委託制度を導入する。

【中小水力発電設備の新規設置件数の推移】



(出典) 設置件数：包蔵水力（資源エネルギー庁）に基づく各年度の累積設置件数をもとに、各年度の増加分をあらわしたもの

固定価格買取制度新規認定件数：資源エネルギー庁HP

- ダム水路主任技術者に係る統括事業場制度及び外部委託制度の各要件については、電気主任技術者に係る省令の規定や運用内規を踏まえ以下のとおりとし、今後パブリックコメント等の手続きを経て措置をしていく。

なお、省令上、小規模な電気工作物に限定されている外部委託制度については、ダム水路主任技術者に係る許可選任の基準と同様、水路式、ダムの高さ15m未満、出力2,000kW未満とする。

ダム水路主任技術者に係る統括事業場の内規（案）

- ・ダム水路主任技術者は免状取得者であること
- ・ダム水路主任技術者は原則として統括事業場に常駐すること
- ・統括の代務者（同等の知識と経験）を指名しておくこと
- ・発電所は同一水系又は近傍水系にあること
- ・発電所数に応じた人員等を統括事業場に確保すること
- ・発電所は監視し、異常が検知できること
- ・発電所の異常時にダム水路主任技術者へ通報できる体制を確保しておくこと
- ・発電所の異常時、夜間・休日でもダム水路主任技術者の指示に従い、適切な措置を行う体制を確保しておくこと
- ・保安管理業務をレビューすること
- ・以上の内容を保安規程へ反映しておくこと

外部委託制度の概要（省令事項（案））※詳細は省令整備後、あらためて検討

- ・外部委託は大臣の承認を受けなければならないものとする。
- ・外部委託できる水力発電所は、水路式、ダムの高さ15m未満、2,000kW未満。
- ・ダム水路主任技術者の保安管理業務は、個人、法人のどちらへも委託できるようにする。
- ・巡視、点検及び検査の内容など保安管理業務の内容は、委託契約書において明確にする。

3. スケジュール（予定）

○平成26年12月22日

○平成27年4月以降

○平成27年5月以降

電力安全小委員会

パブリックコメント

改正_

以上

参考：参照条文

○電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）

（主任技術者）

第四十三条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

○電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）（抄）

（主任技術者の選任等）

第五十二条 法第四十三条第一項の規定による主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場又は設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

一 水力発電所(小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。)の設置の工事のための事業場	第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者及び第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者
(略)	(略)
四 水力発電所(小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。)であって、高さ十五メートル以上のダム若しくは圧力三百九十二キロパスカル以上の導水路、サージタンク若しくは放水路を有するもの又は高さ十五メートル以上のダムの設置の工事を行うもの	第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者
(略)	(略)
六 発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場を直接統括する事業場	第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者、その直接統括する発電所のうちに四の水力発電所以外の水力発電所(小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。)がある場合は、第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者及び (略)

2 次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託する契約（以下「委託契約」という。）が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経

経済産業大臣（事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。第五十三条第一項、第二項及び第五項において同じ。）の承認を受けたもの並びに発電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるもののみに係る前項の表第三号又は第六号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。

- 一 出力二千キロワット未満の発電所（水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。）であって電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第一号、第二号又は第六号の事業場
 - 二 出力千キロワット未満の発電所（前号に掲げるものを除く。）であって電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第三号又は第六号の事業場
 - 三 電圧七千ボルト以下で受電する需要設備 前項の表第三号又は第六号の事業場
 - 四 電圧六百ボルト以下の配電線路 当該配電線路を管理する事業場
- 3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者に二以上の事業場又は設備の主任技術者を兼ねさせてはならない。ただし、事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合であって、経済産業大臣（監督に係る事業用電気工作場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第五十三条の二において同じ。）の承認を受けた場合は、この限りでない。